

市へ移住する人へ『住宅の取得費用の一部を補助します』

市への移住・定住を促進するため、「平成28年1月1日から平成28年3月31日までに市外から転入した人」、「平成28年4月1日以降に、上十三・十和田湖広域定住自立圏（※1）外から転入する人」を対象に、平成29年3月31日までに入居する人の住宅取得費用の一部を補助します。また、下記以外にも申請に係る要件などがありますので、詳細はホームページをご覧ください。

●補助の内容

補助対象住宅	補助対象経費	補助金の額
新築住宅	建築費（購入費）	補助対象経費の10分の1（上限100万円）
中古住宅	購入費（※）または改修費のいずれか	補助対象経費の2分の1（上限50万円）

（※）中古住宅の購入費の補助は、「平成28年4月1日以降に、上十三・十和田湖広域定住自立圏（※1）外から転入する人」が対象です。

●さらに、次に該当する世帯の場合は上乗せ補助があります。

補助対象世帯	上乗せ補助金の額
若年夫婦世帯（本人と配偶者いずれも40歳未満の世帯）	10万円
子育て世帯（18歳未満の子を擁する世帯）	10万円（子ども一人につき）
三世同居世帯（18歳未満の子と本人か配偶者のいずれかの親を擁する世帯）	10万円

※1 上十三・十和田湖広域定住自立圏とは十和田市、三沢市、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、六ヶ所村、おいらせ町、小坂町で構成する圏域をいいます。

空き家バンクを利用する人に対し、支援を実施します

市への移住・定住を促進するため、空き家バンクを利用する人で売買か賃貸借の契約をした人に対して、奨励金などの支援を実施します。下記以外にも申請に係る要件などがありますので、詳細はホームページをご覧ください。

補助対象者	補助対象経費等	補助金等の額
空き家登録者（※2）	空き家登録奨励金	5万円（1人につき1回限り）
	家財道具などの整理にかかる経費	補助対象経費の3分の2（上限10万円）
利用登録者（※3）で若年夫婦世帯か子育て世帯に該当する人	空き家の家賃	上限2万円／月

※2 空き家登録者とは、空き家バンクに空き家を登録している所有者のことを指します。

※3 利用登録者とは、空き家バンクに登録されている空き家などの購入や賃借を希望する人で、空き家バンクに利用の登録をしている人のことを指します。

平成28年度十和田市総合防災訓練が実施されます

☎ 総務課防災係 ☎⑤ 6703

市では、十和田地域広域事務組合消防本部をはじめ防災関係機関・団体と地域住民の協力を得て総合防災訓練を行います。総合防災訓練は、大きな被害をもたらす地震災害などが発生した時の応急対策を迅速・的確かつ総合的に実施できるよう各種訓練を行うことにより、防災体制の強化と地域住民の人々の防災意識の高揚を図ることを目的としています。なお、訓練は、どなたでも参観できます。

と き 5月31日(火) 午前9時～午後0時40分
と ころ 十和田市役所、洞内小学校、おらんどーむ ほか

- ・訓練当日は、実施場所周辺でサイレンを鳴らしますので、火災などとお間違えのないようお願いいたします。
- ・訓練では、多くの緊急車両、ヘリコプターなどが出動するほか、訓練会場周辺では交通規制を実施する場合があります。付近住民の皆様にはご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。
- ・大雨、強風、雷などの悪天候で各種警報などが発令された場合には、訓練を中止することがあります。



▲負傷者の救助救出訓練の様子